

平成26年第12回教育委員会定例会

平成26年第12回教育委員会が平成26年12月11日午後3時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成26年12月11日（木） 午後3時30分から |
| 2 場 所 | コミュニティプラザ・ひまわり会議室1 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 松村 重樹（教育委員長）
植松 紀子（委員長職務代理）
稲田 瑞穂（委員）
宮川 保之（委員）
坂田 篤（教育長） |
| 5 出席説明者 | 絹 良人（教育部長）
栗林 昭彦（指導課長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
山下 晃（生涯学習スポーツ課長）
伊藤 高博（図書館長）
岩田 泉（郷土博物館事業係長）
古見 誠（指導主事）
石迫 沢己（指導主事） |
| 6 書 記 | 清野 三起男・田中 留美 |
| 7 傍聴者 | なし |

平成26年第12回清瀬市教育委員会議事日程

平成26年12月11日

午後 3時 30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
宮川 委員
- 日程第2 教育長・教育部長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 議案 第18号 清瀬市教育委員会表彰について
- 日程第5 議案 第19号 清瀬市文化財保護審議会委員の選任について
- 日程第6 報告事項1 平成27年度清瀬市教育委員会教育目標について
- 日程第7 報告事項2 執行状況報告について
- 日程第8 報告事項3 いじめ調査月例報告について
- 日程第9 報告事項4 平成27年度新入生の状況について
- 日程第10 報告事項5 平成27年度教育課程編成方針について
- 日程第11 報告事項6 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について
- 日程第12 その他 生涯学習講座の応募状況について
- 日程第13 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

(松村委員長)

平成26年第12回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が宮川委員を指名。

(松村委員長)

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(坂田教育長)

12月2日から議会が開催されております。12月4日から8日まで一般質問が行われ、10日は総務文教委員会が開催されました。詳細につきましては、次回の定例会で部長より報告をさせたいと思いますが、一般質問では全質問119問のうち教育に係る質問は20問、全体に占める割合は16.8%でございました。私の経験上、一般的に12月議会では、教育に係る質問はさほど多くはない中で、今回は道徳教育、郷土愛、不登校、学力・体力、文化芸術関係など多方面から多くの質問をいただきました。議員は市民の代表でございます。市民レベルで教育に関心をお持ちいただいているものと私は解釈したいと思います。学校現場に目を転じますと、インフルエンザが本市にも広がりつつあることは心配でございます。清明小では、5、6年生が学級閉鎖となり、第五中では1年生が学年閉鎖の措置をとりました。言うまでもないことですが、手洗いとうがいが何よりの予防策でございます。学校にも指導を呼びかけましたが、委員の皆様方もご注意いただければと思います。

さて、後ほど指導課長よりご報告をさせていただきますが、校長選考、管理職候補者選考等の結果が発表されました。校長選考の2次選考に臨んだものは5名でございましたが、残念なことに、たいへん厳しい結果でございました。管理職が不足している状況は久しい中、このような結果となったことは、私は非常に深刻に受け止めております。原因背景をしっかりと分析をしなければならぬと考えております。先日校長会があり、そこでお話を申し上げましたが、「部下の力を引き出せないのは上司の責任」というトヨタ自動車の副社長であった大野耐一氏の言葉を例にとり、校長や教育委員会の育成のあり方について問題提起をいたしました。また、私は本市の風土にも原因があるのではないかと分析をしております。本市はご存知のように、これまで当たり前なことを当たり前でできる教育の実現を目指してまいりました。これまでの本市の学校教育にとっては、この理念は非常に重要なものであり、子供たちもこの理念に基づいて確かに育ってまいりました。しかし、時としてこの言葉は凡庸・平均・最低限度と受け取られかねません。当然の如く、学校教育にとって「当たり前なこと」というのは、子供を賢くし、豊かな心を育み、健康な体を作ること。これ以外にございません。単なる挨拶ができることが学校教育にとっての当たり前なことではなく、算数の問題が解けることでもありません。当たり前なことというのは非常に実現することが難しいことです。市民はまだしも、学校関係者がもしもこの「当たり前のこと」を十分理解していないのならば、このことこそが副校長の経営感覚を鈍らせ、現状維持を是として、より高きを目指していくという意識を麻痺させているのではないかと感じております。副校長は、経営理念やスキルを校長の後姿から学びます。もしも校長が、現状を是として改革に踏み出せずにといたら、それで良いと認識することが必然でございます。これこそが先に述べました「部下の力を引き出せないのは上司の責任」の一端であると私は考えます。私は今回の残念な結果は、このような学校文化を創ってきたこれまでの清瀬の風土。もっといえば、教育委員会の学校教育への姿勢そのもの、校長の経

営姿勢そのものであるのではないかという結論に達しております。

彼らは、経営者としての理解と認識、スキルは十分ではなくとも、本市の学校教育のための全力を尽くしてきた人材でございます。是非、私はこの地で合格の切符を手に入れさせたい。または次年度、彼らが合格を手に入れるということは、清瀬の教育の第二ステージが着実に進行したという証にもなります。これからの本市の学校は、自立と責任を今まで以上に推進していきたいと考えております。管理職をリーダーとする教員集団が自校の課題を適切に把握をし、自校を取り巻く資源を有効活用しながら、主体的に問題解決をしていく学校。すなわち、自立をして自らの責任を果たす学校像でございます。必然的に校長・副校長のリーダーシップや経営力が求められるようになります。この具体的な方策につきましては、後の全員協議会でお話をしていきたいと思いますが、教育委員会の責務は、清瀬の風土を変えていくことであると私は確信をしております。尚、彼ら副校長に、経営者として意識を徹底して育むために、教育委員会主催の定例副校長会は、今後すべて研修機能とすることといたしました。教育委員会としての不退転の決意を示す具体的改善でございます。教育委員の皆様にも是非講師として、登壇いただきたいと願っております。総力を上げて彼らを経営者として育成していきたいと考えているところです。

次に、教育委員会の各事業について、私が印象に残った事業を1点報告させていただきます。12月6日に第三小の道徳授業地区公開講座に伺いました。当該校には、支援を必要とする児童が多く在籍しておりますが、授業は大変落ち着いておりました。どの教室も黒板の周りをすっきりさせる工夫がなされ、発達に課題がある子供たちに対する配慮がなされておりました。写真をお手元に配らせていただいておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。特に自閉傾向のある配慮を必要とする多くの子供たちは、興味関心が散漫になる傾向がございます。視覚刺激を極力抑えることで学習に集中できます。教師の小さな工夫が子供を学習に導くこととなります。2つの校舎

を繋ぐ渡り廊下も非常に効果的に活用されておりました。環境のパネルが展示してありました。子供の図画工作の作品が展示されています。ちょっとしたギャラリーであり、学びの場であり、研究成果の発表の場となっております。環境は子供の学びや育ちに大変大きな影響を与えることは自明でございます。多くの予算をかけなくとも工夫次第で幾らでも改善できるものです。第三小の環境は、その典型でございます。是非他校に参考にさせたいと思っております。

公開授業後には、体育館で社会福祉法人清瀬わかば会との交流も行われました。以前川越市で、全盲の女子高生に暴行をふるうといった事件がございましたが、実は本市でも小学生がわかば会に通所している方に対して心無い言葉を浴びせるといった出来事がございました。命の教育を最重要課題として位置づけ、様々な施策をすすめてきて教育委員会・学校もこの事件を重く受け止めているところでございます。今回の交流会は、1年生から6年生までの全児童、全教職員、保護者、わかば会の職員、通所している障害のある方々とその保護者が集い、互いの理解を深める場となりました。障害のある方から直接子供たちに語りかけていただく場面もございました。まさにこれから求められる共生社会の第一歩となる会となりました。この取り組みも是非、水平展開していきたいと考えております。

最後に教育課程の編成方針でございます。後ほど指導課長から詳細なお話があるかと思えます。一昨日の校長会にて、27年度の教育課程の編成方針についてお話をいたしました。次年度はいよいよ本市学校教育の第二ステージが具体的に動き出す時でございます。いくつかのキーワードがございますが、その1つが先にも述べました自立と責任のある学校の実現でございます。

現在は教育管理職という言葉が一般的でございますが、これからの校長、副校長は学校経営職として組織体の責任を持って経営していく感覚が求められています。自校の経営資源をフル活用し、課題解決を図る経営者としての役割が期待されています。お手元の資料をご欄ください。現在の学校は、人・

物・金・時間・情報の5つの資源のうち、校長が自由にマネジメントできるのは情報のみでございます。経営資源をマネジメントできる環境がないにもかかわらず、経営力を発揮しろと言っても、無理難題でございます。教育課程の編成権は校長にあります。言い換えれば、教育課程は校長の経営の考え方を具体的に表されたものであるべきでございます。

そこで平成27年度は前回の定例会でも図ったとおり、時間という経営資源をマネジメントできる環境とすべく、説明を行いました。校長からはネガティブ、ポジティブの両面からの意見が寄せられたところでございますが、いくつかの学校は時間の弾力的な運用を申し出てきそうでございます。その判断をしない学校があっても、今回権限の一部委譲を明言したことで、校内において恐らく議論が沸き起こるのではないかと考えております。そしてその議論を経営者が適切にマネジメントできれば、私は目標の半分は達成できたと考えます。第二ステージとして、学校の経営力向上に全力を傾けてまいりたいと考えております。

本日は教育委員会表彰など議案、報告案件が複数ございます。ご審議、議論方お願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

只今の教育長からのご報告に関しまして、何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。

(宮川委員)

定例副校長会を研修機能にするというお話でしたが、具体的にはどのようなやり方、形式をお考えでいらっしゃるのでしょうか。

(坂田教育長)

まだ私の案のレベルでございますが、例えば、14校の副校長、あるいは

小学校9校と中学校5校の副校長がチームを組んで、1つの経営計画を作り上げていく。もしくは、自校の教育課程を持ち寄り、徹底的に批判し合うといった、アクティブラーニングを与えたいと考えております。それと共に各委員の方々のご講話なども企画できるのではと考えております。是非、委員の皆様のお力をお借りしながら、この研修を進めていきたいと思っておりますのでご相談させていただきたいと思っております。

(松村委員長)

それでは続きまして、日程第3 教育委員報告に移ります。

(植松委員)

11月19日の定例会後に、第六小の教育委員会訪問に行つてまいりました。第六小はメソッド10というものを作りまして、それに応じての授業展開ということでした。1年生から6年生までを見させていただきましたが、主に国語、そして社会や道徳といった授業の構成でした。メソッド10とは何かと言いますと、内容実感、自分の意見を述べる、読みを読んで確かめ、意見を言う、話を上手に聞く、日本語を沢山使ってことば遊びや俳句を作るなど10の項目をあげて取り組んでいくというものでした。授業を見ますと、1年生では読み方や理解の仕方は、かなり進んでいるといった印象でした。クラスによって多少取り組み方は違いがありますが、このメソッド10を先生方が頭に入れて取り組んでいるということが述べられていました。1月にまた研究発表があるということですので、どのように展開して発表されるのか期待したいと思つました。

(宮川委員)

清明小の教育委員会訪問を委員長と行かせていただきました。それぞれのクラスを拝見させていただいた後、全員協議会が行われました。そこで各教

員が、自分が今何を目指し取り組んでいくかという報告があり、教員の資質の高さも伺うことが確認できました。その中で1人の教員が、指導については粗方できるが、これからは評価であるとおっしゃいました。確かにこれまで学校ではいかに指導ができるかが主体でしたが、これからは学習指導の評価といった点が指導内容の個々の改善にはとても必要ですので、こういった見識の持った教員がいるということはすばらしいことであると思いました。

加えて、清明小については2年間にわたり拝見してまいりましたが、学校という組織は目標があって、その目標によって駆動していくということがありますので、実際に教員が動いていく目標に変化をしていってるとは感じませんでした。校長のリーダーシップが大きな変化を生み出しているのではないかという感想を持ちました。以上です。

(松村委員長)

それでは私から、清明小の教育委員会訪問に関しましては、宮川委員とご一緒でしたので、簡単にコメントしますとチームとして清明小の先生方はまとまっているという印象を受けました。これが学校という組織体でいいのかというとはよく分かりません。ただ、チームとしてまとまるということは、明確な目標に向かって、全員が目指しているということですので今後に期待したいと思います。また、昨年度の命の教育フォーラムで、大野靖之さんをお呼びしたかと思いますが、多分、そのフォーラムに参加された保護者の方が第二中でお呼びになっていらっしゃると思います。第四中も青少年問題協議会とのタイアップで呼んでいたのですが、台風の関係で延期になり、実は今日それがあって行ってきました。報告については以上ですが、小学校の音楽鑑賞教室があったようですが、もし行かれていらっしゃれば、そのご報告をいただきたいのと、学芸会・学習発表会等もありましたので、そちらに関してもお聞きしたいと思います。

(坂田教育長)

それでは私から音楽鑑賞教室について、ご報告いたします。けやきホールが会場でしたので、小さい規模のオーケストラでしたが、全員合唱の折には、子供たちがよく歌って、プログラムもとても工夫されていて、観賞の態度もよかったという印象です。ただ今のところ、小学校と中学校ではそれぞれ違うオーケストラを委託しておりますので、これを今後一本化していく方がよいのではないかと感じております。渉外を担当するのが教育研究会の音楽部ですので、そこへ働きかけをしてみようかと思っております。

また、第六小の学習発表会へ行ってきました。特に4年生のごんぎつねの演目はすばらしく思いました。また、第六小のメソッド10の件が職務代理からございましたが、あのような優れた取り組みを水平展開していかなければならないと思っています。ところが、学校というのは、隣の学校がやっていることを自分の学校に取り入れるということが苦手な組織です。それを意図的に進めるのが教育委員会の役割であると思っております。本校は、課題別研究指定校ですので、1月に研究発表会があります。本来、研究発表会というのは水平展開の機能を持たせるべきですが、研究発表会自体も形骸化しているところもあります。どういう風にこれを実動させていくかというのは大きな課題だと感じました。非常に良い取り組みですので、第六小だけの財産にしておくのはもったいないと思っています。

(栗林指導課長)

各学校は、それぞれ自校の課題に則した研究等を進めていきます。その中で、隣の学校でやっていることを持ってきてというようなタイムラグがなかなか学校にとっては難しい。今、目の前にあることを子供たちにとって何とかしなければというところから、なかなか取り入れていくことがしにくい環境にありますので、教育委員会側がリードしていく必要があると考えております。

(松村委員長)

教育委員報告についてはこれで終わらせていただきます。続きまして、日程第4 議案第18号 清瀬市教育委員会表彰について、お願いします。

(絹教育部長)

それでは議案第18号 清瀬市教育委員会表彰についてご説明いたします。この教育委員会表彰につきましては、「清瀬市教育委員会表彰規則」に清瀬市の教育及びスポーツ、文化の振興発展に貢献し、その功績が顕著なもの並びに他の模範となる成績又は行為のあったものを表彰するものと規定されております。そうした中、表彰審査会を11月25日に開催をし、教育関係機関から内申のありました対象者の審議を行いました。尚、表彰者の決定は表彰審査会の審議を経て、委員会において決定するものと同規則第6条に規定されていることから、本日の委員会に議案としてご提案するものでございます。

それでは、資料に基づき被表彰者の説明をさせていただきます。平成26年度は9名2団体で、計11件でございます。部門別内訳では、児童・生徒の表彰は、スポーツ部門7名、芸術文化部門1名1団体、その他部門1名となっており、市民団体では、芸術文化部門1団体でございます。

配布資料をご覧ください。まずは、表彰規則第2条に基づく、清瀬市立小中学校に在学する児童・生徒を表彰するものです。

項番1、第三中3学年の男子生徒です。この方は、義務教育の小中学校9年間を無欠席、かつ遅刻・早退もなく通学したことによるものです。尚、これまで1年生、2年生、3年生の合唱コンクールでのピアノの伴奏者、また学校内の儀式的な行事の際の校歌伴奏者として活躍してきました。表彰事由は5号のその他部門でございます。項番2、清瀬小4学年の女子児童です。第26回わんぱく相撲清瀬場所で優勝し、続く東京都大会立川場所で、準優勝大関となったことによるもので、表彰事由は3号スポーツ部門でございます。項番3、第五中3学年の男子生徒です。2014年少林寺拳法東京都大

会中学生男子の部に出場したことによるもので、表彰事由は3号のスポーツ部門でございます。項番4、第三中1学年の男子生徒です。2014年少林寺拳法東京都大会中学生男子の部に出場したことによるもので、表彰事由は3号のスポーツ部門でございます。項番5、第二中3学年の女子生徒です。2014年少林寺拳法東京都大会中学生女子の部で優勝し、第8回全国少林寺拳法大会中学校女子の部で第6位に入賞したことによるもので、表彰事由は3号のスポーツ部門でございます。項番6、第二中1学年の女子生徒です。2014年少林寺拳法東京都大会中学生女子の部で優勝し、第8回全国少林寺拳法大会中学校女子の部で第6位に入賞したことによるもので、表彰事由は3号のスポーツ部門でございます。項番7、第二中3学年の男子生徒です。第26回東京都中学校体育連盟春季体操競技大会男子個人総合6位、男子跳馬の部で第3位となったものによるもので、表彰事由は3号のスポーツ部門でございます。項番8、第三中2学年の男子生徒です。第31回全日本エアロビック選手権大会全国大会ユース1・トリオの部で、第3位になったことによるもので、表彰事由は3号のスポーツ部門でございます。項番9、第二中2学年の女子生徒です。平成26年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会にて、多摩東人権擁護委員協議会長賞に入賞した他、石田波郷俳句大会においても入選し、又、バスケットボール部においても活躍するなど文武両道で力を発揮している生徒で、表彰事由は4号の芸術文化部門でございます。項番10、公立小・中学校の団体での該当は、第四中吹奏楽部です。「One for All ～一人はみんなのために～」のスローガンのもと、部員が一丸となって日々の練習に取り組み、東京都吹奏楽連盟主催の第54回吹奏楽コンクールにおいて金賞を受賞した他、地域への奉仕活動として演奏会に積極的に取り組んでおります。表彰事由は4号の芸術文化部門でございます。

続いて、表彰規則第3条に基づき、市内の個人及び団体を表彰するものです。項番11、清瀬上和太鼓保存会で、代表は笠原修氏です。清瀬上和太鼓

保存会は、第三小へ和太鼓指導や周年行事、成人式等の行事、市民まつり、市内障害者施設でのボランティア等の演奏や小学校において長年の指導で、地域との交流を深めながら、青少年の健全育成と太鼓の音色を郷土芸能の一つとして残していくためのこれまでの活動に対して、今年度、表彰の対象とするものです。表彰事由は3号の芸術文化部門でございます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(松村委員長)

ただ今、ご説明がありました件に関しまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

では、私から2点ほどよろしいですか。1点目は第四中の吹奏楽は何年か前も表彰されていると思いますが、また今年度もということですのでいいことなのかと思うので、もう少し詳しくお話いただきたいです。2点目は、清瀬上和太鼓保存会ですが、第三小の50周年記念で初めて拝見したのですが、第三小との繋がりというものもあるのかというところをお話いただければと思います。

(絹教育部長)

第四中は、平成24年に全日本吹奏楽連盟東京都吹奏楽コンクール中学校東日本部門で金賞を受賞しております。今回は東京都中学校吹奏楽連盟第54回吹奏楽コンクールにおいての金賞ということです。

清瀬上和太鼓保存会は40年近く活動が続けられており、太鼓の伝統芸能を生かして、第三小では児童への太鼓指導が続けられている他、周年式典や成人式など地域と交流を深めながら青少年の健全育成と太鼓の音色を郷土芸能の一つとして残していくための活動をしていることに対し表彰に値すると思いました。

(松村委員長)

ありがとうございました。

(宮川委員長)

審査結果については、尊重したいと思います。吹奏楽については、私の知りえる範囲からいいますと、確か構成の大きさによってA・B・Cというように違いがあったかと思います。また、同じ金賞でも複数あるのかと思います。さらに、大会規模がどの程度なのかお聞かせください。

(絹教育部長)

金賞は2つありまして、大会の金賞としての表彰と、上位の大会に行く金賞があります。今回は、上位の大会に行くものではなく、大会の金賞としての表彰ということです。

(坂田教育長)

編成はB部門で、30人までの編成です。

(宮川委員)

私は、金賞を受賞したことよりも、地域への様々な奉仕活動など社会貢献が強調されての表彰ということで承っております。

(坂田教育長)

科学部門・善行部門がなかったことは非常に残念なことです。理数フロンティアを受けている学校がありますので、そういったところに働きかける必要があるのではないかと考えています。特に子供たちはあまりこの表彰制度について知らない。私はこの表彰制度を教えることによって、科学部門などは動機付けになると思います。子供たちの能力を伸ばしていく1つのきっかけ

けになると思います。善行部門に関しては、もっとあるのではないかと思います。掘り起しが十分でないのであろうと思います。もっと学校が子供たちを認めてあげ、それを推薦してくるようなパイプをつくと良いのではないかと思います。

(松村委員長)

本件に関しては、これでよろしいですか。では、原案通り議決といたします。続きまして、日程第5議案第19号清瀬市文化財保護審議会委員の選任についてお願いいたします。

(絹教育部長)

郷土博物館長に代わり、清瀬市文化財保護審議会委員の選任についてご説明いたします。清瀬市文化財保護審議会委員の組織・役割についてでございますが、清瀬市指定の有形・無形文化財の指定、並びに解除並びに継続等について審議していただく組織でございます。現在の委員は、平成26年12月31日をもって任期満了となっており、次期委員を選出する必要があるため、提案するものでございます。

現在の委員は6名でございます。資料をご覧ください。表の1番目、城田孝一郎氏は市内在住の彫刻家でいらっしゃいます。けやきロードギャラリーに「花のころ」という作品がある他、下宿市民センターの方にも作品がございます。次に、安斎節子氏は、市内在住の絵本作家でいらっしゃいます。栗山究氏は、清瀬の自然を守る会の顧問を務めていらっしゃいます。続いて、胡桃則武氏は、東村山在住の彫刻家でございます。齊藤靖夫氏は、清瀬の文化・民俗等に精通していらっしゃる市民でございます。最後に根岸茂夫氏は大学の教授で、専門は歴史でございます。以上6名の方に再任をお願いするものでございます。ご審議願います。

(松村委員長)

本件に関して、ご意見ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、異議なしと認め、原案通り議決いたします。

では、日程第6報告事項1平成27年度清瀬市教育委員会教育目標についてお願いいたします。

(粕谷教育総務課長)

平成27年度清瀬市教育委員会教育目標についてご説明いたします。本年度の教育目標をベースに、平成27年度に取り組む課題等を盛り込んだ教育目標を策定するため、教育部の各所管で検討を行い、取りまとめた結果を見え消し版で配布させていただいております。資料2枚目の5の(5)に「郷土カルタなどが」という一文を加えさせていただきました。また、裏面6の(3)に「清瀬市に関連する文化や伝統を記した地域資料及び、行政資料の一層の収集と保存に努め、広く市民に提供する。」と一文を加えさせていただいており、(3)以降の項番をずらしております。

当初の考えでは、平成27年度は清瀬市教育総合計画マスタープランの計画終了年度であり、新マスタープランの検討を始めておりますことから、大きな変更をしない方向でありましたが、年度版の教育目標という性格上、学校教育の分野での重点となる新たな取組みを更に加えるため、変更箇所の追加を検討しております。

つきましては、大変恐縮ではありますが、今月中に改めて委員の皆様へ学校教育の部分の追加修正版をメールでお送りさせていただき、ご確認をいただいた上で来年1月初旬までにご意見等を頂戴して事務局で協議の上、1月16日(金)の定例会に間に合わせたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(坂田教育長)

私から補足をいたします。教育総務課長からお話がありましたように、平成27年度の教育目標でございます。従前の書き方ですと、中・長期目標の内容になっておりました。中・長期目標はマスタープランがございますので、マスタープランを受けて27年度は何をやるのかということが明記されていなければならないと私は思っています。理論上は、この教育委員会目標を受けて各学校が教育課程を編成しますので、そうなりますと具体的取り組み等が記載されておらずに、中・長期目標の働くような形になっていたら、学校の教育課程も自ずと網羅的になってしまいます。27年度を中心となる具体的取り組みを、各課に考えていただいているところでございますので、再度(案)を提示させていただくことができればと思っております。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今の件に関し、何かございますか。

(宮川委員)

今のご説明で理解できました。是非、そのように進めていただきたいと思います。疑問になっている点についてお話させていただきたいと思います。

まず、1ページ目の枠囲みの基本方針6の最初の文節と項番とを分けて見た時に、前段の部分は、方法・形態に関する表現になっているかと思います。後段の「社会に貢献できる人間を育成する」というのは、内容に関する方針的なものであるように思います。そうしますと、1から5まではどれにあたるのかと考えた時に、ここも今後、時間をかけて整理されることが後段の内容についてより明確になってくるのではと感じました。続いて、2の(1)の表記表現ですと「習熟度別指導を充実し、」また2行目途中の「一人一人の興味・関心や習熟の程度」といったところが複雑な表記表現になっており、

一人一人の興味関心に応じるということと、習熟度別というものを分けて整理をし、学校にお示しすることが大きな課題であると思います。最後に1点、(6)の「保・幼・小接続カリキュラム」は既にできていらっしゃるのでしょうか。この点をお聞かせいただきたいのと、実際におありであれば、学校が今後、学校評価でこのあたりがどのように次のステップに活かされたのかを伺えればと思います。

(植松委員)

これは、一人一人持ち帰って、気になっていることを出していくということによろしいですね。

(坂田教育長)

基本的な骨格の1から6までを変えてしまうということはよろしくないと考えます。1から6までは、マスタープランに基づいた形で作られていますので、そこの文言を大幅に修正することは考えておりません。具体的に私が各課に指示をしておりますのは、27年度の6項目において何をやっていくのかをしっかりと記載してほしいと話しておりますので、その案がでてくるとと思います。あくまでも原理・原則として、骨格は変えないという考えを共通理解していただければと思います。

(松村委員長)

スケジュールとしては、12月中に原案が各委員にメールで配信され、修正がある場合は年明け1月初旬に提出するというので、よろしく願います。これに関してはよろしいですね。

続いて日程第7報告事項2 執行状況報告についてです。こちらは事前に資料が配布されています。こちらについては、各所管に対して何かお聞きになりたいことがございましたら挙手をお願いします。

(稲田委員)

はい。生涯学習スポーツ課のところで、体育施設等利用関係の学校体育施設スポーツ利用状況で、第四中・第五中の校庭の件数が0件となっているのは芝生の関係でしょうか。

(山下生涯学習スポーツ課長)

はい、そうです。

(粕谷教育総務課長)

第五中に関しては、部活動が盛んで、1年とおして一般の方に貸し出せるような状況ではなく一般開放はしておりません。第四中につきましては、芝生の関係です。

(松村委員長)

第四中は以前、野球チームが校庭を利用されていて、芝生化工事に伴い、しばらく利用ができないのでグラウンドを探した方がいいとお話をしたと思うのですが、どちらかで活動されていますか。何かお聞きになっていますか。

(山下生涯学習スポーツ課長)

聞いてはおりませんが、一般の地域のチームですと、恐らく下宿の第二運動公園の野球場や内山運動場などを利用されているのではと思いますが、いずれにしても使用料が発生してきます。

(松村委員長)

ありがとうございました。こちらの件に関しては、よろしいですか。では次に進めます。日程第8報告事項3 いじめ調査月例報告についてです。報告をお願いします。

(古見指導主事)

月例のいじめの状況についてご報告いたします。10月小学校の総件数19件、前月比3件増で解消率52.6%、中学校の総件数は8件、前月比2件増で解消率12.5%です。それを受けて11月の総件数は、小学校22件、解消率66.6%、中学校は11件で解消率45.5%となっております。続きまして継続・新規事案詳細についてご説明いたします。冷やかしからかいの中の4件につきましては管理職を含めた全体指導の効果があつたと考えられ解消となっております。続きまして、4ページの下段枠囲みの中の、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする事案の中で、新規事案の本人の行動をとおしたコミュニケーション力の課題があるということではなかなか解消に至っておりませんが、引き続き見守りを継続しております。次に5ページの二重線枠囲みをご覧ください。いじめ調査集計結果の特徴的な対応を取りまとめたものでございます。物隠し事案につきましては、当事者の特定、発生理由の特定がいずれも困難な状況になっており、学校による巡回強化や児童・生徒の様子の見守りが続けられております。また、先の暴力事案への対応ですが、本人のコミュニケーション力の課題として、背景から特別支援教育が同時進行で進められるケースが報告されております。いじめについては以上です。続きまして不登校の状況についてご報告いたします。小学校の報告総数は26名、そのうち30日以上欠席している児童は21名で前月比3名増となっております。出現率は0.55%で、文部科学省の調査における出現率の全国値0.31%を上回っております。次に中学校の報告総数は58名で、そのうち30日以上欠席している生徒は41名で、前月比2名増となっております。出現率は2.32%となっており、これについては文部科学省の調査における出現率の全国値2.56%を下回っております。一番最後のページの下段に、特徴的な対応について取りまとめを行いました。1つ目が修学旅行です。以前、修学旅行が登校意欲につながったという報告を受けました。また、先月は立科移動教室を通した同様のケースを報

告させていただきましたが、学校行事が登校への動機づけになるということが見えてきています。また、中学校における進路選択が登校への動機づけになったという報告もございます。不登校児童生徒に継続的に情報提供を行い、目標を持たせることの意義が確認されたものと考えております。関係継続のための多様な窓口では、今回は日本語指導員が関係性の継続の仲立ちになっているケースが報告されております。以上です

(松村委員長)

いじめと不登校についてご報告いただきました。何かご質問ありますでしょうか。

(坂田教育長)

小学校の不登校が、当市は全国平均を上回っています。これは事務局としても何らかの対策を考えていかなければいけないと思っています。また、教育委員会でも協議の時間をとっていただきますでしょうか。

(松村委員長)

小学校、中学校で分けていますが、中学校で不登校になっている子供は、小学校でも可能性は大きいと思います。実態も合わせてご報告いただければと思っています。また、今後の具体的な方策について、職務代理からご助言いただきたいですし、教育委員会で協議できる場を設定していただければと思います。可能であれば、臨時の教育委員会を開催し、特化してもいいのかと考えています。本件に関してはよろしいでしょうか。

続きまして日程第9報告事項4 平成27年度新入生の状況についてです。お願いします。

(粕谷教育総務課長)

平成27年度中学校新入生の状況につきまして資料を配布しております。こちらに沿って、説明させていただきます。

表の上から三番目、「指定校別申請状況」をご覧ください。平成27年度新入生の学校選択制度の申請を先月28日で締め切ったところでございます。受け入れ枠を各学校ごとに設定しておりましたが、いずれの学校も受け入れ枠の範囲内で申請の数は下回っておりました。希望された方全員が希望校に通学できることとなっています。次に「平成27年度新入学生徒一覧」をご覧ください。生徒数の推計ですが、この数字は学校選択承諾後の人数から、例年この区域からどれくらい私立へ進学するかを事務局で推計した私学入学者の推計等を差し引いたものでございます。通学区域見直し区域の野塩四、五丁目に30人程の第六小の在籍がありますが、一人を除いて全員が第四中へ進学するというところで、通学区域見直しによる効果が見られました。以上でございます。

(松村委員長)

本件に関して、何かございますか。

(坂田教育長)

学校選択制についても本来の目的は、学校の特色ある教育活動等が市民にしっかりと理解され、経営方針であったり、特色等が理解された上で学校選択をされなければならないというところではありますが、実態としてはやはり、友人関係であったり、部活動、風評等により大きく左右されています。今後、学校を核とした地域づくりを進めていく中で、この学校選択制というのは実は相反するものです。地域外の方たちがその学校に登校しますので、そこを共存していくという考え方もありますが、他の自治体でも学校選択制を取り止めているところもございます。これに関しましても、教育委員会の中で議

論していく課題ではないかと思っております。

(稲田委員)

学区域の変更で、その後落ち着いてきた段階で、選択制の議論を進めていこうということであったかと思えます。学校選択制が良いか悪いかという判断は難しいことであると思えます。また、先のことを言えば、小中一貫校をどうするのかということも考えていかななくてはならないと考えます。

(松村委員長)

激変緩和措置は今年度で終了しているんですね。

(粕谷教育総務課長)

兄弟関係があるお子さんは例外ですが、平成26年4月の入学生で終了になりました。

(松村委員長)

教育長がおっしゃったように議論しなければいけないテーマだと思います。頑張っていきましょう。それでは本件についてはよろしいですね。続きまして日程第10報告事項5 平成27年度教育課程編成方針についてお願いします。

(栗林指導課長)

平成27年度教育課程編成方針について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。各校長においては、先に行われた校長会で同様の説明をしております。今後、副校長、教務主任を対象とした教育課程編成説明会で同様の説明をし、共通理解を図ってまいりたいと考えております。

本日は、かいつまんでご説明いたします。まず、平成27年度教育課程編

成にあたり、各学校には「当たり前のことを当たり前でできる教育の実現」を求めています。当たり前のことについては、多くの解釈が成り立つところではございますが、共通に目指すものとして、「生きる力の育成」を掲げております。これは学習指導要領に掲げられる目標でもありますので、これを当たり前のことと言ってもさしつかえないと考えます。この生きる力の構成要素である「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」これらをバランス良く養っていくことで、生きる力の獲得を目指す教育課程編成を求めています。

次に教育課程編成にあたりまして各学校には、学校や地域の実態を十分に考慮すること、児童・生徒の心身の発達段階や特性を考慮することの2点を求めます。更に今年度、学校に強く求めていますのが、各学校の自立と責任であります。これまで横並びの面が見られました。しかし、14校それぞれが抱える課題は違いますし、また教育に関する環境や資源の違いがあるはずでありますことから、それらを把握した上で、各学校がしっかり考え、自らの責任の下、教育課程編成にあたるよう求めてまいります。資料の2枚目をご覧ください。具体的に申し上げますと、3 教育課程編成上の留意点の部分でございます。以下のポイントを学校に伝えております。1つ目は弾力的な長期休業日の設定でございます。前回の全員協議会でも話題となりましたが、始業式、終業式の設定や土曜日授業の実施等について各学校が考え、判断することは妨げないということです。もちろん、日程の変更については、実態の把握や変更の合理的理由が必要ですが、学校の責任と判断の下、休業日については柔軟に考えたいと思います。2点目は、授業時間の弾力的な設定です。学校教育法施行規則では、小学校における一単位時間は45分、中学校は50分とされています。例えば、15分程度の短い時間を活用し計算や漢字学習時間を設けて3回を1単位分としたり、60分授業を3回行い、45分授業4回分とするというようないわゆるモジュール授業とありますが、こういったものがございます。これにつきましては、これまで学校がこのよ

うな授業を実施する中で、指導する教員が付かない、あるいは自分で問題を
といて自分でマル付けをするだけというような、教科の授業とは言いがたい
ものが少なくなかった為、指導課でもモジュール授業の実施には厳しくあた
ってきた経緯があり、その中で学校も自己規制をして実施をするケースが大
変少なくなってきました。しかし、きちんとした狙いや指導體制、指導
計画、評価計画があれば、計画はし得るものであり、各学校には、「モジュ
ール授業であるがゆえに受け付けない」ということではないと改めて申し伝え
ました。3点目は学校評価の活用です。各学校は学校評価を実施しており、
その結果は各校のホームページにも掲載されておりますが、現実的には学校
評価が自校の教育課程編成に活かしているかという疑問を持たざるを得な
い学校も少なくございません。学校評価が評価だけの目的だけで行われてい
る傾向があるのではないかとこのころでございます。学校評価の適正な活
用は、学校改善の鍵と成りうるものであり、今年度も学校評価の活用を編成
上の留意点の一つとして掲げ、指導していきたいと考えております。以上の
ような編成の方針に基づきまして、平成27年度の教育課程編成にあたるよ
う、各学校に求めてまいります。

(松村委員長)

只今の件につきまして、ご意見・ご質問はございますか。

では、編成・提出のスケジュールについて、少しお聞かせいただけますか。

(栗林指導課長)

1月26日に副校長、教務主任を集めた教育課程編成説明会を行います。
その後、各学校で編成の作業に入り、翌月の中旬頃より、各学校ごとに提出
していただきます。私共は、提出されたものをそのまま受け取るのではなく、
指導課職員とやり取りをいたします。その時点で、ほとんどの学校が戻され、
再提出ということになるかと思っております。修正後のものを再提出いただき、

3月中旬頃に揃う形になると思います。

(松村委員長)

では、3月の定例会の時点では、来年度の教育編成課程が私達も確認できるというスケジュールということですね。

(栗林指導課長)

そのように考えております。

(松村委員長)

他にございますか。それでは次へ進めます。日程第11報告事項6 東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、お願いします。

(古見指導主事)

平成26年度児童・生徒の学力向上を図るための調査を行いました。対象は小学校5年生、中学校2年生です。小学校につきましては、学校別にそれぞれ見ますと、昨年度と比べると上がっています。都平均を上回っている学校もありますが、市全体として見たときは、都平均と比べると昨年度の結果からは下回っているという状況でございます。中学校につきましては、全体的に昨年度の結果を上回っております。各学校別にみていきますと、特に昨年度25年度と比べて第二中、第三中が大きく数字が伸びております。これらを踏まえまして今後教育委員会で、さらに分析を進めていくと伴に、校長会、副校長会、教務主任会でも研究し各学校での分析を進めてまいります。これらを授業改善推進プランによる指導の進展や、市の施策であります放課後補習教室での対応を考えております。

(松村委員長)

1点確認させてください。平成25年度というのは平成25年度の小学校5年生、今年度小学校6年生の結果というふうでよろしいでしょうか。

(古見指導主事)

そのとおりでございます。

(松村委員長)

本件についてなにかご質問はありますか。

(坂田教育長)

1ポイント、2ポイントの差は、あまり意味がないと思います。以前、結果についての議論もしましたが、1ポイント2ポイントの差だけ取り上げて、本市は学力が高いとか低いとかという議論はナンセンスだと考えております。一人一人の子供たちの学力をどう高めていくのかというところに視点を当てたいと思っておりますが、少なくともこの結果も、我々は尊重しなければいけないと思っております。たとえば前年度から比べ大きく落ち込んでいる学校は、何かが必ずあるはずで、もしくは子供の特長かもしれません。そういう分析をしっかりとやっていかなければいけないと思っております。しっかりと議論して、分析をして、指導していかなければならない問題だと認識しております。以上です。

(宮川委員)

今後、分析をされるということですが、どのような観点で分析をしていくのかということと、平均正答率で一喜一憂することはどうかと思います。ただ、どうしても平均回答率がどの程度あるのか、大きく変容したところについては、集団による課題なのか教員の課題なのか、このあたりは組織的に分

析していく必要があるのかと思います。

(栗林指導課長)

分析を進めていかなければいけません。とにかく数字が出てしまうと、お話があったように何ポイント上がったとか下がったという話になりがちですが、どの設問に何割の子供が答えているのか、また、無回答がいるのか、設問ごとの傾向は毎年見えます。それらについて、学校ごとに求めますし、指導課でも専門家が集まっているわけですから丁寧な分析をしていきたいと思えます。もちろん分析のための分析でいいわけではなく、分析した結果について、どのように授業、あるいは評価の改善に役立てていくのかというところが、求めていかなければいけないし、さらにそれがどう進んでいくか点検もしていかななくてはいけない、非常に課題は多いですし、ハードルは高いです。とはいえ取り組まなければいけない問題だと思っております。並行して学力向上戦略会議を編成しまして、広く学力をとらえて、調査の結果に表れるもの以外についても、学力について考えていく、学力を上げていくためにどうしたよいかということをお学校に求めていく、ある程度長いスパンで議論しながら取り組んでいきたいと思っております。

(松村委員長)

本件に関してはよろしいでしょうか。続きまして日程第12 その他 生涯学習講座の応募状況についてお願いします。

(山下生涯学習スポーツ課長)

10月の定例会の中で、重点事業の中期報告での各種講座の充実について、参加者等分かりづらいといったご指摘をいただいた点につきまして、追加報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。シニアカレッジですが、60歳以上の方を対象に開

催をしております。前期6回、後期5回行われおり、参加率から見て分かるように割合が高く、長く続いている人気の講座でございます。内容は一部変えておりますが、特に歌声喫茶、おり紙やシニアヨガなどは定着してきております。以上でございます。

(松村委員長)

シニアの方はアクティブですね。応募状況等については、資料のとおりですので、これでよろしいですね。では、日程第13その他 今後の日程についてお願いします。

(粕谷教育総務課長)

今後の日程につきまして、次回教育委員会定例会を1月16日(金)午前9時30分より、本庁4階・第二委員会室で予定しております。続きまして、12月19日は連合会第3ブロック研修会を東大和市で行います。1月22日(木)市町村教育委員会連合会理事会及び研修会が東京自治会館で午後2時よりございます。こちらは植松職務代理にご出席をお願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、今後の日程についてご説明いただきました。この件に関しましてはよろしいですね。

以上をもちまして、平成26年第12回清瀬市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11時 30分
平成 26年 10月17日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 宮川 保之